

泉区まちづくり推進協議会会則

（名称）

第1条 本会は、泉区まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、泉区にある貴重な自然を守り、青少年の健やかな育成を図るとともに、泉区民憲章の理念に基づき、豊かで、住みよい、やすらぎのある美しいまちをつくることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 泉区民憲章を推進し、協議会の活動を普及啓発する事業
- (2) 地域の特色を生かした創造的なまちづくり事業
- (3) 青少年の健やかな育成を図る事業
- (4) その他、必要と認められる事業

（組織）

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する泉区内の市民及び各種団体（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 新規加入する市民及び団体、届出内容の変更や退会をする会員は、別紙の様式により届出する。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 理 事 25名以内
- (4) 監 事 2名

2 役員は、次により選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- (2) 理事は、別表に掲げる関係団体から選出された者をもって充てる。
- (3) 監事は、総会において選出する。

3 役員の任期は総会の翌日から2年後に初めて行われる総会日までとする。ただし、補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第6条 前条の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会においてその必要な事項を審議するとともに、会務の執行に当たる。
- (4) 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、総会、理事会とし、会長が招集しその議長となる。

(総会)

第8条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画及び報告ならびに運営に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 会則の改正に関すること
 - (4) 監事の選出に関すること
 - (5) その他、重要と認められる事項
- 2 総会は、会員の過半数の出席で成立する。なお、第3項ならびに第4項の規定に該当する委任行為があった場合は、これを出席者に加える。
- 3 会員は総会への出席が困難な場合、所定の期間までに会長に宛てて委任状を提出するものとする。
- 4 第3項に定める委任状が会員より提出されない場合にあっては、全ての議決事項について会長に委任したものと見なす。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を処理する。ただし、会長が必要と認めた場合、監事・実行委員長等を出席させることができる。

- (1) 総会に付議する事項の審議に関すること
 - (2) 総会の議決により委任を受けた事項に関すること
 - (3) 第3条に掲げる事業の企画立案に関すること
 - (4) 実行委員会の設置に関すること
 - (5) その他、会長が必要と認めた事項
- 2 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。なお、第3項の規定に該当する委任行為があった場合は、これを出席者に加える。
- 3 構成員は理事会への出席が困難な場合、所定の期間までに会長に宛てて委任状を提出するものとする。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

(総務広報委員会)

第10条 総務広報委員会は、会長、副会長及び会長が理事の中から指名する若干名の委員をもって構成し、次の事項を処理する。

- (1) 協議会の総務に関すること
- (2) 広報に関すること
- (3) 表彰の選考に関すること
- (4) 事業実行委員会の所管に属さない事業に関すること
- (5) その他、協議会の運営に必要な事項

- 2 会長は総務広報委員会を招集し、議長となり、必要な事項を審議する。
- 3 総務広報委員会は、構成員の過半数の出席で成立する。なお、第4項の規定に該当する委任行為があった場合は、これを出席者に加える。
- 4 構成員は総務広報委員会への出席が困難な場合、所定の期間までに会長に宛てて委任状を提出するものとする。
- 5 総務広報委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

（事業実行委員会）

第11条 事業の推進にあたり必要な場合は、実行委員会を組織し、実施することができる。

- (1) 実行委員会の構成員は、会員（会員である団体の構成員を含む）の中から理事会の指名に基づき、会長が任命する。

ただし、実行委員長は、事業の推進にあたり必要な場合に、会員以外のものを委嘱することができる。

- (2) 実行委員会に実行委員長及び副実行委員長を置く。
- (3) 実行委員長は、会長が任命した構成員の中から実行委員の互選により選出する。
- (4) 副実行委員長は、実行委員の中から実行委員長が指名するものとする。
- (5) 実行委員長は、実行委員会を招集し、議長となり、必要な事項を審議する。
- (6) 会長は、実行委員長に対し実行委員会の運営及び所掌事業の進捗状況等について必要に応じ説明を求め、報告させることができるものとする。
- (7) 実行委員会の運営に関し必要な事項は、前各号に規定するもののほか、実行委員会が定めることができるものとする。

（専決処分）

第12条 会長は、総会決議以前に予算を執行する必要がある場合は、その限度額において予算の配当及び執行をすることができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決した事項について、当該年度の理事会並びに総会において予算の配当及び執行について承認を得るものとする。

（賛助会員）

第13条 協議会の事業の推進を図るため、泉区内に事務所等を有する企業を賛助会員として入会させることができる。

- 2 賛助会員は、協議会の事業について、総会に出席して意見を述べることができる。

（会計及び会計年度）

第14条 協議会の運営に要する費用は、会費及び補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日をもって終わる。

（事務局）

第15条 協議会の事務を処理するため、泉区役所内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

（委任）

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 1 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
2 設立当初の役員の任期は、第5条3項の規定にかかわらず平成18年の総
会日までとする。

附 則 平成18年5月22日から施行する。

附 則 1 この会則は、平成20年5月26日から施行する。
2 会則改正の日において役員であったものの任期は、第5条3項の規定に
かかわらず平成21年度の初めて行われる総会日までとする。

附 則 平成26年5月26日から施行する。

附 則 令和3年6月2日から施行する。

附 則 令和5年5月30日から施行する。

附 則 令和6年5月25日から施行する。

附 則 令和8年5月20日から施行する。

別 表

理事選出団体名及び数

No.	団 体 名	理事数
1	仙台市泉区連合町内会長協議会	5
2	泉区老人クラブ連合会	1
3	一般社団法人 泉青年会議所	1
4	仙台市生活学校連絡協議会	1
5	ボーイスカウト泉第1団	1
6	泉地区防犯協会連合会	1
7	泉地区交通安全協会	1
8	仙台市泉地区女性防火クラブ連絡協議会	1
9	みやぎ仙台商工会	1
10	仙台農業協同組合	1
11	仙台市泉区子ども会育成会	1
12	仙台市泉区PTA連合会	1
13	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会泉区事務所	1
14	社会を明るくする運動仙台市泉区推進委員会	1
15	仙台市泉区民生委員児童委員協議会	1
16	仙台市泉区青少年健全育成協議会	1
17	泉区マイタウンスポーツ協会	2
18	仙台市泉区文化協会	1
合 計		23